

おかやま労働安全 衛生センター

2025年11月14日 第36号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

全国安全センター第36回総会報告

標記の第36回総会が9月20日（土）、21日（日）に14時から東京全水道会館で開催されました。

最初に主催者を代表して平野敏夫議長から挨拶を受けました。

第1日目は総会に先立ち学習講演会として、①.「労基法『改革』の動向と課題…働く者の安全・健康を守るために何が必要か」と題して、森崎巖氏（全労働省労働組合顧問）②.

「芸能界で働く人の労働安全衛生と社会保障」と題して、森崎めぐみ氏（社団法人日本芸能従事者協会代表理事/俳優）から講演を受けました。

第2日目は、①.「労災保険制度に関する研究会中間報告書に基づいた制度見直し」について改訂項目や改訂のポイントなど、平野敏夫氏（東京安全センター代表・医師）、②.災害とアスベスト（阪神淡路30年プロジェクト/能登半島地震対応等）について、西山和宏氏（ひょうご労働安全センター事務局長）、③.じん肺診査ハンドブックの改訂等について、平野敏夫氏（東京安全センター代表・医師）、④.新型コロナワクチン接種による健康被害について、鈴木江郎氏（神奈川労災職業病センター）、⑤.地域安全センターの活動について、平方健一氏（おかやま労働安全衛生センター）から、それぞれの取り組みと活動報告がありました。

その後、第36回総会を開催し、活動報告と方針案が提起され満場一致で可決されました。その後、24年度収支決算案及び25年度予算案、25年度役員体制案を満場一致で可決されました。

岡山センターの13年間の主な取り組みを発表

(1)アスベスト被害者の掘り起こしと対策

【アスベスト相談会】

年2～3回「アスベスト患者と家族の会岡山支部」と合同で、相談会を開催。また、全国ホットライン（年2回）県内の相談者や岡山アスベスト弁護団からの紹介者に対し、健康管理手帳の申請や労災申請の手続きなどを説明し、サポート。

(2)法廷闘争の支援…企業に対し損害賠償請求や労災不支給取り消し訴訟など

【クラレ・山陽断熱損害賠償事件】

遺族が2009年1月提訴、2014年2月広島高裁岡山支部で和解
この闘争では、クラレ玉島工場前でのビラ配布や株主総会会場前でアスベストユニオンの協力を得てビラ配布、総会に参加。今のクラレは、労働者の安全健康を守るという精神が希薄になっているのではないか。きっちと安全配慮がなされていれば今回の事件は起きてない。

【三井造船損害賠償請求事件】

遺族が2012年2月提訴、2015年1月和解
(造船所の船内での混在作業や暁鉄作業で肺がん)

この案件は造船大手では企業補償制度が確立されているが、三井造船は補償内容に年齢制度があり、原告遺族はあまりにも低額のため提訴。しかし企業側の締め付けは厳しく、元従業員などの協力が皆無であった為、全造船機械傘下の組合で原告と同職種の労働者の協力を得て陳述書を提出。結果として一定額で和解。

【ニチアス・ナカハラ損害賠償請求事件】

2012年3月提訴、2016年地裁、2017年9月広島高裁岡山支部で敗訴
(工事現場でニチアスの監督下で築炉工事や吹き付け作業で肺がん及び石綿肺に罹患したが原告の主張が認められなかった)

【労災不認定取り消し訴訟】

(ニチアスで吹付けや監督業務)

遺族が労災申請したが業務との因果関係が認められないとして不認定。その為、2010年2月不認定処分取り消しを求めて提訴。2012年9月勝訴(石綿の病状悪化し2007年5月自死)。不認定取り消し訴訟で勝利した遺族がニチアスに対し損害賠償請求を2013年4月提訴。2017年8月和解。

*労災不認定取り消し訴訟

肺がんで労災申請したが不支給となる。2014年6月、不支給取り消しを求めて提訴。2015年2月厚労省は肺にプラークが確認できたとして、不認定処分取り消しを表明し、労基署から認定通知が届く。(大工で室内改裝作業など)

*大建工業損害賠償請求事件

遺族が2019年6月提訴 2020年2月和解
(大建岡山工場でアスベスト含有製品の製造ラインの巡視管理業務)

【国に対し損害賠償請求】

泉南アスベスト訴訟最高裁判決を受け、国は補償のための基金を設け、原告が提訴し一定の条件が整えば、国は和解に応じる。また、建設アスベスト訴訟についても、最高裁判決を受け原告が申請し、一定の条件が整えば給付金を支払う。

相談は法テラス、相談会、弁護士などからあり、相談者の聞き取り調査を含め、弁護士との打合せ、公判傍聴を含め対応。

<泉南型国賠>

* 泉南型国賠は19件提訴し、和解が成立

<建設型国賠>

* 建設型国賠は相談者に対し、申請手続きをサポート

【建材メーカーに対し損害賠償請求】

原告3名が建材メーカー5社に対し、2022年6月損害賠償を求め提訴 現在係中

【主な経過】

- 9月20日～21日 全国安全センター第36回総会
- 10月 1日 第5回運営委員会
- 10月10日～11日 メンタル労災ハラスメント全国一斉
ほっとライン（13件の相談在り）
- 10月16日 労働局交渉（6人出席）
- 10月22日 第16回岡山建設アスベスト裁判
- 11月 5日 第6回運営委員会
- 11月 7日 弁護団会議



岡山労働局交渉の申し入れと回答

10月16日、今年も岡山労働局と交渉をおこないました。パワハラ等による精神疾患や労災事故が増加傾向にあります。

また、アスベストによる健康被害にもまだこれから増え続けることも予想されることから、岡山労働局及び各監督署の受付件数及び認定件数の報告を要求しました。また、加入団体の「ユニオンおかやま」で発生している問題についての解明も求めました。ただ、時間が1時間の為、申し入れた内容は4項目に限定しました。以下は、申し入れた全文と回答内容の要旨です。

要 請 書

前略、岡山労働局におかれましては、日頃より労働基準法・労働安全衛生法の遵守等に向け活躍されていますことに敬意を表します。

さて、当センターへの相談の多くは、パワハラ等によるハラスメント被害、アスベストによる健康被害、労災事故、残業代の未払いの労働基準法違反等に関する相談です。

そこで、安心して働く職場環境、暮らしやすい社会をつくるため、下記の通り要請いたします。ぜひ文書による回答をお願いいたします。

記

1. ハラスメント被害、労災事故件数、労働基準法違反等について

労働者不足が言われている介護職場では、サービス労働の増加・残業代未払い、転倒・骨折・腰痛等に加え、ハラスメント被害等が増えているようです。そこで、最近5年間の労災申請と認定状況を、県内の各労働基準監督署における職種別の集計を明らかにして下さい。

また、労災状況についても各労働基準監督署による集計を明らかにして下さい。更に、昨年11月からの法施行に伴い、フリーランスの方も特別加入が可能になりましたが、岡山労働局内の加入者状況を教えて下さい。また、Wワーク労働者が増えていますが、把握している労災事故の件数を教えて下さい。

(答) 別紙の通り、過去5年間の業種別、労基署別の申請件数及び認定件数となっています。なお、今回配布している各労基署別の状況は、インターネットで検索すればわかるようになっています。

(労) パワハラが蔓延しており、極めて悪質な企業には、ペナルティを科す法改正が必要です。厚労省にこの声をあげて下さい。

2. アスベスト健康被害について

アスベストによる健康被害は、70年後に発病した事例も見受けられる等、まだ被害者は増大が予想されます。そこで、県内の監督署ごとに5年間の健康管理手帳の取得、労災申請、労災認定、及び病名について、それぞれ明らかにして下さい。

(答) 別紙の通り、過去5年分の名都道府県別の申請件数及び認定件数と病名をまとめた資料です。申請件数及び認定件数も少し減少傾向にあります。この資料は、インターネットで検索すれば閲覧出来るようになっています。なお、各労基署別の認定件数を発表すると認定者が少ないと特定される為、この公表は差し控えさせてもらいます。

3. 労働基準法違反の是正申告に対する取り組みについて

残業代未払いによる是正指導を求めた事例に対し、労働基準監督署は会社側の代理人弁護士3人を含む6人が労基署に来所し「残業をしていた証明」の主張に対し、是正指導を断念しました。

労働基準監督署は、労働基準法に則って肅々と対応すべきです。この事例に関し、労働局の考え方を明らかにして下さい。

(答) 労働基準監督署は申告を受けた事案は、その事案が訴訟になっていたとしても、労働基準法に則って対応をしなくてはなりません。

4. 失業給付の時効に関する特例措置について

失業給付は、離職から原則1年となっています。ただ、特例措置があり、出産、育児、疾病等の場合には最長4年で、定年退職の場合には最高2年となっています。退職強要による高齢者雇用安定法違反と未払い残業代の支払いを訴訟で争っている場合、失業給付期間の請求権の時効を教えて下さい。

(労) 使用者側が提出した離職票の記載が「自主退職」になっていたことから異議申請し、特定理由離職者に認定。離職から1年が経過する前に請求権の時効を止める申請をした際、受給から2年を超える為、訴状の提出により、更なる時効の延伸申請をしました。しかし、ハローワークは、誤解を与える記載であったことは謝罪したものの、時効の延伸を認めませんでした。

訴訟は2年を超える場合があります。このような場合、時効の成立を延伸する特例措置が適用となるはずですが？

(答) 具体的事例を以て話をして頂いたが、特例として時効の延伸が出来るようになります。もう一度、関係のハローワークを訪れ、詳細の内容を尋ねてほしい。

【当面する取り組み】

- 12月 3日 第7回運営委員会
- 12月11～12日又は18～19日
アスベスト年末ホットライン（予定）

